

〔書言字考節用集十〕姓氏

〔拾芥抄中本〕姓人名錄

宇ウ敬キョウ氏ウヂ浦ウラ上カミ

〔氏族考上〕按ふに、拾芥抄に氏内也とありて、一家の内なる由と聞え、左傳疏に氏猶家也とあるにも稱ひ、續紀に桑内連乙蟲女、賜桑内朝臣とあるを、同書に桑氏連鷹養あり、東大寺文書に但馬氣多郡主帳外少初位上桑氏連老と云ふ人あるにて、内と氏と相通ふ事著ければ、氏は内の義なるべし。

〔古史傳二十五〕氏を宇遲と訓むは、内ウチとも同語なり、語の清濁に拘はるべからず、故氏神と云は、内神といふ意にて、内に屬たる神のこゝろに、親みて云る稱なり、漢字の義を放れて、言の義を思ふべし。

〔玉手纏五〕氏ウヂと内ウチと、清濁のかはり有るに疑あるべけれど、伊勢の内宮の在る所を宇治といふも、五十鈴川の川内なる故の名なるを宇遲と云にて知るべし、然れば氏をうちと云ふも、同じ族内なる義より出たる言なり。

〔倭訓栞前編四〕うち 氏をいふ、うち、いづ通ず、出の義成べし、氏字、もと出字と同字にて、人の氏をいふに出自といへるも、此義也といへり。

〔日本書紀二〕神代一書曰、時皇孫〇瓊々杵尊勅天鈿女命、汝宜以所顯神名爲カネ姓氏焉、因賜猿女君之號、

〔日本書紀二十三〕二十年二月庚午、改葬皇太夫人堅鹽媛於檜隈大陵、是日誅於輕街、〇中便以境部

臣摩理勢、令誅カキ氏之カキ本矣、

〔日本紀竟宴和歌集〕得雄朝嬬稚子宿禰天皇〇九

甘樞乃岳乃久可太知、支與介禮波爾己禮留多見毛、可波禰數末之幾、

式部卿是忠親王